



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## パートで働く主婦の税金・保険は、調整が難しい

所得税の扶養の範囲は、年間収入103万円以下です。課税最低限は各人の控除によって異なります。下表を参考にしてください。

夫が社会保険で、奥さんが扶養になれるのは年間収入130万円以下(60歳以上の奥さんは180万円以下)です。

### 1.パート収入

「パート収入が増えて税金がかかったために、夫婦の合計手取り収入がかえって少なくなった。」と言われることがありますが、税は配偶者特別控除によって段階的に課税されるよう調整されています。ただ、税だけでなく、健康保険、厚生年金や会社からの家族手当などの影響を総合すると、夫婦の手取り収入が少なくなる場合もあります。

### 2.内職などの収入がある場合

内職などの収入は事業所得又は雑所得として取り扱われます。パート収入とのバランスをとるため、必要経費が65万円に満たない場合でも65万円を必要経費として差し引くことができます。ただし、差し引ける額は収入金額が限度です。領収書を集めて65万円に追加することは出来ません。

また、内職などによる収入の他に65万円未満の給与収入があるときは、65万円からその給与収入を差し引いた残額と実際の必要経費とを比べて高い方を限度とします。この取扱いには給与収入が65万円以上あるときは適用されません。

**じゃあいくら金額までパート収入で働いたら一番良いのですか?と毎年多くの方から質問を受けます。**

**結論として奥さんがパートで働く場合、年間収入を130万円未満で調整することがより良い方法でしょう。**

奥さんの年間給与収入合計 1月から12月	奥さんの所得税・住民税の扱い	奥さんの社会保険等(健康保険・厚生年金)の扱い
98万円以下 (全市町村)	奥さんは夫の <b>扶養になれ、全く税金もかからない</b> 奥さんの税負担 0円	夫が社会保険なら、奥さんは夫の社会保険の扶養になれる。 健康保険・介護保険・年金保険料もかからない。
100万円以下 (名古屋市)	上記基準が名古屋市の場合、100万円以下なら均等割 5300円もかからない	
98万円超 103万円以下	奥さんは夫の <b>扶養になれる</b>	夫が国民健康保険の場合は、奥さんの所得に応じて国民健康保険料・介護保険料が上がる。
103万円超130万円未満	奥さんは夫の <b>扶養になれない</b> 奥さんは所得税が年間0円から1万数千円かかる 奥さんの住民税が年間0円から3万数千円かかる 夫は、奥さんの収入金額に応じ <b>配偶者特別控除</b> がある	
130万円以上 141万円未満	奥さんは夫の扶養になれない 奥さんは所得税が年間1万円から2万円程かかる 奥さんは住民税が年間3万数千円から4万円程かかる 夫は、奥さんの収入金額に応じ配偶者特別控除がある 奥さんの税負担 3万数千円~6万円程	夫が社会保険なら、奥さんは夫の <b>社会保険の扶養になれない(ただし奥さんが60歳以上ならOK)</b> 奥さんが国民年金に加入する事になる(年間18万円以上の負担) 奥さんは国民健康保険に加入する事になる(年間5万円以上の負担) 奥さんの社会保険等の負担金額は 20万円以上
141万円以上	奥さんは夫の扶養になれない 奥さん所得税が年間約2万円以上かかる 奥さんは住民税が年間4万円以上かかる 夫は、配偶者特別控除が受けられない	夫が社会保険なら、奥さんは夫の <b>社会保険の扶養になれない(ただし奥さんが60歳以上ならOK)</b> 奥さんが国民年金に加入する事になる(年間18万円以上の負担) 奥さんは国民健康保険に加入する事になる(年間10万円以上の負担) 奥さんの社会保険等の負担金額は 30万円以上